

学校法人 都築育英学園

教員の任期に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、「大学教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第2項に基づき、教員の任期を定めることを目的とする。

(特例対象者)

第2条 この規程において任期を定めて雇用する教員は次に掲げるとおりとし、「大学教員等の任期に関する法律」第7条に定める「労働契約法（平成19年法律128号）」第18条の特例対象者とする。

- (1) 客員教授 客員教授に関する規程に定める客員教授をいう。
- (2) 特命教授 特命教授に関する規程に定める特命教授をいう。
- (3) 特任教授 特任教授に関する規程に定める特任教授をいう。
- (4) 嘱託教員 嘱託教育職員に関する規程に定める嘱託教員をいう。
- (5) 専任教員（有期） 就業規則に定める教員をいう。
- (6) 教 員（非常勤） 就業規則に定める非常勤教員をいう。

(雇用期間)

第3条 任期を定めて雇用する教員の雇用期間は、通算で最長10年とする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この規程第3条の定めに関わらず、非常勤教員の雇用期間については就業規則によるものとする。